

【許可指定事項】

保険医療機関
難病指定医療機関
生活保護指定医療機関
小児慢性特定疾病指定医療機関

【施設基準届出一覧】

別添 1 の「第 9」の 1 の(2)に規定する在宅療養支援診療所
在宅時医学総合管理料及び施設入居時等医学総合管理料
在宅医療情報連携加算
時間外対応加算 1
機能強化加算
医療 DX 推進体制整備加算
在宅医療 DX 情報活用加算
情報通信機器を用いた診療

【明細書発行体制等加算】

診療報酬の内訳が分かる明細書を無料で発行しております。
公費負担医療の受給者で医療費の自己負担のない方についても、発行いたします。

【機能強化加算】

当院は、「かかりつけ医」として次のような取り組みを行っています。
他の医療機関の受診状況およびお薬の処方内容を把握した上で服薬管理を行います。
健康診断の結果に関する相談等、健康管理に関するご相談に応じます。必要に応じ、専門の医師・医療機関をご紹介します。
保健・福祉サービスに関するご相談に応じます。
訪問診療では、夜間・休日の問い合わせに対応いたします。
※医療情報ネット
<https://www.iryou.teikyouseido.mhlw.go.jp/znk-web/juminkanja/S2300/initialize>

【医療情報取得加算・医療 DX 推進体制整備加算・在宅医療 DX 情報活用加算】

当院は、オンライン資格確認システムを導入しております。
オンライン資格確認にて得た情報を活用し、質の高い医療を提供できるように取り組みます。

【時間外対応加算 1】

当院を継続的に受診している患者からの電話等による問い合わせに対し、当該診療所において常時対応できる体制を取っております。
※時間外対応加算とは、クリニックの時間外診療体制に関する加算であり、再診料を算定するすべての

患者さんが対象です。

【在宅医療情報連携加算】

当院は、患者さんの療養に関わることや今後の方針などについて、連携する関係機関と ICT を活用して共有し、常に確認できる体制を構築しています。

【主な連携機関】

幹在宅看護センター

訪問看護ステーション NICO

訪問看護ステーション とみた

紀州リハビリケア訪問看護ステーション

大陸薬局野崎支店

ダイケンハウジング福祉事業部

他、多数の関係機関と連携実績があります。

【一般名処方加算】

当院では基本的に特定の薬剤名ではなく、薬剤の成分による名称（一般名）による処方を行っています。これにより、同一成分、同一薬効であればどのジェネリック薬品も調剤可能となります。近年、供給体制が不安定になっている薬剤が多くなっておりますので、ご理解のほど、よろしくお願ひいたします。

【情報通信機器を用いた診療】

当院は情報通信機器を用いた診療（オンライン診療）機能を有しています。状況に応じて訪問診療とオンライン診療を組み合わせて診療構築をします。

情報通信機器を用いた診療の初診において向精神薬の処方は行いません。

【プライバシーポリシー】

個人情報の保護に関する基本方針

1. 法令等の順守

当院は、個人情報保護法および厚生労働省のガイドライン、その他関連する法令・規範を厳守します。

2. 個人情報の適正な取得

当院は、個人情報を適法かつ適切な方法で取得します。

3. 個人情報の利用

当院は、下記に掲げる「個人情報の利用目的」の範囲内又はその取得状況から明らかである利用目的の範囲内で取り扱います。

4. 個人情報の第三者提供

当院は、法令等に基づき許容される範囲を除き、事前に患者さんの同意を得ることなく、個人情報を第三者に提供しません。

5. 個人情報の適切な管理

当院は、個人情報を生活かつ最新の状態に保つとともに、個人情報への不正アクセス、個人情報の漏

洩、滅失等の予防に努め、情報セキュリティの向上、是正を継続的に実施します。

6. 個人情報の開示、訂正、追加、削除または利用停止

当院は、当院が保有する個人情報について、患者さんから自らに関する個人情報の開示の申し出、またはその内容に関する訂正、追加、削除または利用停止等の申し出がなされた場合には、所定の手続きに従い対応します。

7. 個人情報の取扱いに関する苦情への対応

当院は、当院における個人情報の取り扱いについて疑問や苦情が呈された場合には、運用の状況説明に努め、また状況の改善を図ります。

8. 個人情報保護に向けた体制整備及び職員教育の実施

当院は、個人情報を保護するために、適切な管理体制を定期的に点検整備するとともに、職員教育を実施します。

9. 個人情報保護指針の改定について

当院は、本個人情報保護指針について内容を適宜見直し、必要に応じて変更することがあります。

個人情報の利用目的および個人情報の開示等について

当院では、診療行為の実施にあたり皆様の個人情報を下記の目的に利用させていただくことがあります。

1.医療提供

当院における医療サービスの提供

他の医療機関、薬局、訪問看護ステーション、介護サービス事業者、高齢者施設等との連携

他の医療機関等からの照会への回答

外部の医師等へ、意見・助言を求める場合

検体検査業務等の業務委託

ご家族等への病状説明

その他、患者様への医療提供に関する利用

2.診療費請求のための事務

当院での医療・介護・労災保険、公費負担医療に関する事務およびその委託

審査支払機関へのレセプトの提出

審査支払機関または保険者からの照会への回答

公費負担医療に関する行政機関等へのレセプトの提出、照会への回答

その他、医療・介護・労災保険、及び公費負担医療に関する診療費請求のための利用

3.当院の管理運営業務

会計・経理

医療事故等の報告

医療サービスの向上

その他、当院の管理運営業務に関する利用

4.健康診断結果の通知

5.医師賠償責任保険などに係わる、医療に関する専門の団体、保険会社等への相談・届出等

6.医療・介護サービスや業務の維持・改善のための基礎資料

7.当院内において行われる医療実習への協力

8.医療の質の向上を目的とした当院内での症例研究

9.外部監査機関への情報提供

当院では、個人情報保護法の内容に沿った個人情報の取扱いを進めてまいります。連携する医療・介護機関との連携促進を目的とした情報共有手段として、関係者に限定したインターネットサイトやメールを使うこともございますのでご理解いただきます様お願いします。

また、医学の発展を目的とした研究として、研究会、学会、論文として報告することもあります。発表は、名前、住所といった個人情報を一切含みませんので、個人が特定されることはありません。

上記のうち、ご同意いただけない事項がある場合は、その旨をお申し出ください。お申し出がない場合はご同意いただいたものとして取り扱わせていただきます。これらについては、変更することが可能ですので、ご意向に沿わない事項についてはいつでもお申し出ください。

診療日及び診療時間 院長：神崎和紀 診療時間 月-金：9:00-10:00(外来), 10:00-15:00(訪問)

土日祝 休診 (外来は完全予約制)

【自費一覧(税込み/円)】

死亡診断書：市役所提出用 4,000, 死亡診断書(再発行) 1,100

死亡証明書：保険会社提出用 5,000

普通診断書（当院診断書、通所介護・通所リハビリ利用のための診断書、ショートステイ利用のための診断書、老健・特養・老人ホーム入所のための診断書、意見書（吸引器等）、意見書（通院等乗降介助等）、レスパイト入院のための診断書、その他同等の診断書 3,300

その他診断書（成年後見制度利用のための診断書（家裁提出）、身体障害者診断書・意見書、障害年金診断書〈障害等級認定基準〉、特別障害者手当認定診断書、診断書（肢体の障害用）・国民年金様式 120 号の 3、保険会社提出用、その他同等の診断書 5,000

加圧バッグ：8,000

【適切な意思決定支援に関する指針】

1. 基本方針

つばめ在宅クリニックでは、どの病期でもその人らしく過ごせるように、多職種から構成される医療・ケアチームで、患者とその家族等に対し適切な説明と話し合いを行い、患者本人の意向を尊重した意思決定を目指すことに努める。

2. 当院における医療・ケアの意思決定支援

【患者本人の意思が確認出来る場合】

・患者本人による意思決定を基本とし、家族等も関与しながら医療・ケアチームが協力し、医療・ケアの方針を決定する。決定内容は都度、診療録に記録する。

- ・時間の経過、医学的評価の変更、環境の変化等により、意思は変化することがある。よって、患者が自らの意思をその都度示し、伝えることが出来るように支援する。意思決定ができなくなったときに備えて、家族等を含め繰り返し話し合いを行う。

【患者本人の意思が確認出来ない場合】

- ・家族等が患者本人の意思を推定出来る場合にはその推定意思を尊重し、医療・ケアチームで慎重に検討し、本人にとっての最善の方針をとることを基本とする。
- ・家族等が患者本人の意思を推定出来ない場合には、本人にとって何が最善であるかについて、家族等と十分に話し合い、本人にとっての最善の方針をとることを基本とする。
- ・家族等がいない場合、または家族等が判断を医療・ケアチームに委ねる場合は、患者にとって最善と思われる方針を医療・ケアチームが慎重に検討することを基本とする。

3. 認知症等で自らが意思決定をすることが困難な患者の意思決定支援

認知症等で、自らが意思決定をすることが困難な場合は、出来る限り患者本人の意思を尊重し反映した意思決定を、家族及び関係者、医療・ケアチーム等が関与して支援する。

4. 身寄りが無い患者の意思決定支援

身寄りが無い患者における医療・ケアの方針についての決定プロセスは、本人の判断能力の程度や社会資源、信頼できる関係者の有無等により状況が異なるため、介護・福祉サービスや行政の関わり等を利用して、患者本人の意思を尊重しその決定を支援する。

5. 参考資料

- ・人生の最終段階における医療・ケアの決定、プロセスにおけるガイドライン（厚生労働省 2018年3月改訂）
- ・身寄りがない人の入院及び医療に係る、意思決定が困難な人への支援に関するガイドライン（厚生労働省 2019年5月）
- ・認知症の人の日常生活・社会生活における意思決定ガイドライン（厚生労働省 2018年6月）

2025年1月1日制定 つばめ在宅クリニック